

下水道基本設計業務委託標準仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書の定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手及び完了に当たって、鳴門市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1. 10 管理技術者及び照査技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 1 1 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 1 2 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に鳴門市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、鳴門市の検査員の検査をもって、業務完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 1 3 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 1 3 証明書の交付

必要な書類及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1. 1 4 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、鳴門市、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2. 3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2. 4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2. 5 在来管調査

在来管調査は、2. 3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2. 6 既設管調査

管路内調査は、TV カメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化調状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老朽度、堆積物の状況、

破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TV カメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2. 7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合わせ

(1) 業務の実施に当って、受託者は鳴門市と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と鳴門市は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当っては、鳴門市の指示する図書及び本仕様書第8章準参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について鳴門市と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、鳴門市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 事業計画図書の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3. 6 参考資料の借与

鳴門市は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（基本設計）

4. 1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には鳴門市の承認を受けなくてはならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim s=1/30,000$ ）は、地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて

枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図 (S=縦 1/100、横 1/2,500) は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

(5) 概略構造図

構造図 (s=1/50~1/100) は、次の要領で記入する。

鳴門市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造物を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4. 2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする

4. 3 報告書

報告書は、当該設計に係わるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第5章 照査

5. 1 照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

5. 2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5. 3 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針および設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出書類

6.1 提出書類

提出書類は事項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書（基本設計）

	位置名	縮尺	形状寸法・提出書類
(1)	位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き3部
(2)	区画割施設平面図	1/2,500	〃
(3)	縦断面図	縦 1/100、横 1/2,500	〃
(4)	流量計算表		A4又はA3・3部
(5)	概略構造図	1/10～1/100	原図一式・白焼き3部
(6)	概略工法検討書		A4・3部
(7)	報告書		〃
(8)	打合わせ議事録		〃
(9)	その他参考資料（地下埋設物調査資料）		原稿一式
(10)	図面縮小版		A4版・3部

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合はあらかじめ鳴門市の承諾を受けなければならない。

- (1) 鳴門市の下水道標準構造図
- (2) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 鳴門市の下水道設計基準
- (4) 鳴門市の道路埋設標準定規
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設の耐震計算例—管路施設編（日本下水道協会）
- (10) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (20) 道路土工—仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工—擁壁工指針（日本道路協会）

- (2 2) 道路土工-カルバート工指針 (日本道路協会)
- (2 3) 共同溝設計指針 (日本道路協会)
- (2 4) 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- (2 5) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)
- (2 6) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- (2 7) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)